**平成２５年（フ）第１２５３号**
大阪府松原市別所７丁目13番18―101号
破産者　中野　繁雄
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５１号**
大阪府泉大津市旭町22番49―201号、開始決定時の住所堺市西区浜寺船尾町東１丁６番地９
破産者　辻村　健男
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第２１５号**
堺市南区深阪南175番地　オースター５番館403号
破産者　岡田　良治
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第６０８号**
兵庫県姫路市小利木町16番地、従前の住所兵庫県加古郡播磨町北野添１丁目２番46号
破産者　兼松　忠良
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第１３１号**
奈良県生駒市北新町５番38号
破産者　桐吉　哲夫
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第２２４号**
熊本県上益城郡益城町大字福富576番地10
破産者　西本　明礼
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２３６号**
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2035番地
破産者　戸田　　晃
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２１号**
鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目19番１号、申立時の住所鹿児島県志布志市志布志町帖4678番地
破産者　外西　真也
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第３２号**
北海道苫小牧市春日町１丁目13番７号
破産者　樋山　幸司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２５年（フ）第３０号**
山形県新庄市桧町24番地１　ひまわりハウスＤ
破産者　長谷川貞美
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２６年（フ）第５７号**
相模原市中央区横山台２丁目15番６―２号
破産者　大貫　信正
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２４年（フ）第２６４号**
滋賀県高島市今津町日置前483　平ヶ崎住宅326号、住民票上の住所滋賀県高島市今津町弘川77番地２　２―201号
破産者　前田　宗孝
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２６号**
滋賀県湖南市平松北３丁目31番地２
破産者　弓場　　学
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５２号**
滋賀県湖南市北山台４丁目８番地７、住民票上の住所滋賀県湖南市北山台２丁目12番地８
破産者　田中　武志
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第６３号**
京都府宮津市字溝尻499番地の１
破産者　井上　　功
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２５年（フ）第６６２号**
大阪府藤井寺市沢田４丁目４番36号、住民票上の住所兵庫県尼崎市潮江３丁目３番16号
破産者　甲斐　英雄
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１１９号**
兵庫県西宮市上大市５丁目15番10号
破産者　岡田　紀子
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係